

かながわ農業サポーターが耕作を開始するまでの流れ (平成29年度の予定)

主なスケジュールと概要

「かながわ農業サポーター事業説明会」
平成29年7月26日・27日

両日ともに、以下の内容で開催します。

- ・かながわ農業サポーター制度
- ・農地の貸し借りの仕組みについて
- ・農業協同組合の概要
- ・販売に伴う確定申告について

「営農計画策定研修会」
1日目；平成29年8月18日
2日目；平成29年8月30日又は31日

かながわ農業サポーターに申請するために必要な知識、手続きについての研修会です。

1日目；集合研修
(農薬に関する研修など)

2日目；個別相談会(30分程度)

※申請時に必要となる営農計画書の内容について、個別に指導を行います。

「かながわ農業サポーターへの申請」
平成29年10月3日
申請書等書類提出締め切り

申請書類(営農計画書、研修終了証明書など)を、参入を希望する市町を管轄する『地域県政総合センター等』に提出します。

「営農計画認定委員会」
平成29年11月～平成29年12月
参入を希望する市町にて実施
※認定委員会に先立ち、申請者には、「市町面接」を受けていただきます。

申請者には、参入を希望する市町の農政部局、農業委員会、県関係部局による面接を受けていただきます。

認定委員会では、営農計画書、研修受講状況、面接結果などを、参考に審査し、認定の可否を決定します。

認定
(平成29年11～12月)

不認定

認定委員会での指摘事項を改善することにより、翌年度以降、再度申請することは可能です。

参入に向けた調整(認定後～)

耕作可能な農地の確保(市町等)と、農地所有者、農業サポーターの意向確認を行い、必要な手続きを行います。

- ・中間管理事業等による土地賃借の手続き
- ・土地所有者、農業サポーター、(公社)農業公社、県の4者による協定の締結

耕作の開始